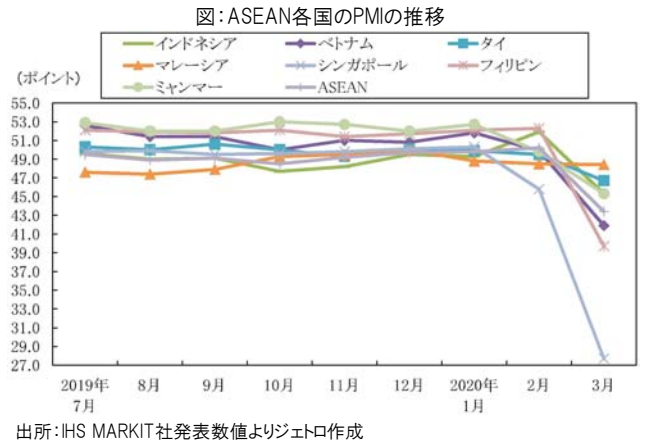




# とよしん 海外貿易投資ニュース

## ASEAN製造業PMI、調査開始以来の最低値を記録(ASEAN)

IHS MARKITは4月1日、ASEAN主要7カ国(注1)の3月の購買担当者景気指数(PMI)(注2)をウェブサイト上で発表した。ASEAN平均の3月のPMIは43.4と、前月の50.2より6.8ポイント減少した(図参照)。同社が統計を取り始めた2012年7月以来で最も低い数値となった。同社エコミストのルイス・クーパー氏は「3月に入りASEAN7カ国全ての製造業が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている」とし、「各国の新型コロナウイルス封じ込め策や先行きの不透明さが各社の購買計画などに影響を与えている」と分析している。7カ国中、前月から最も数値が下がったのはシンガポールで、2月の45.8から18.1ポイント下がり、3月は27.7となった。フィリピンは2016年1月以来初めて50を下回った。ルソン地方全体への外出禁止令や公共交通機関の停止により、操業停止に追い込まれている企業も出ている状況だ。インドネシアは、2月は国内需要が堅調なことから50を上回っていたが、3月は45.3に落ち込んだ。新型コロナウイルス問題に加え、洪水の発生がサプライチェーンに大きな影響を与え、サプライヤーからの部品供給のリードタイムが2011年4月以来で最も長くなったと同社は分析している。マレーシアでも移動制限が発令されており、企業が操業するには国際貿易産業省(MITI)の許可が必要な状況だ。日系製造業に対しマレーシア日本人商工会議所がヒアリングを行った結果、原材料や中間財の製造業における承認率が低いということが明らかになり、サプライチェーンへの影響が懸念されている。ASEAN諸国は中国をはじめ世界に完成品や部品を輸出している企業が多く存在する。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により世界で需要が減少した結果、輸出向け製品を製造するASEAN企業の生産に影響が出ており、それが3月のASEAN諸国のPMI低下の要因となっている。



(注1)インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ミャンマーの7カ国

(注2)製造業の購買責任者を対象に、生産高や新規受注、在庫レベル、雇用状況、価格などの指数に一定のウエイトを掛けて算出する指数。0から100の間で変動し、50.0は「前月から横ばい」、50.0を超えると「前月比で改善や増加」を意味して景気拡大を示し、50.0未満は「前月比で悪化や減少」として景気減速を表す。

(出所: ジェトロ ビジネス短信 2020年4月3日「ASEAN製造業PMI、調査開始以来の最低値を記録(ASEAN)」)

## 労働許可証保有者の同伴家族、ビザのみで労働許可証未取得者は入国不可(タイ)

タイでは3月26日の非常事態宣言を受け、同日より日本人を含む外国人の渡航については、一部の例外を除いて入国禁止となっている。他方、「非常事態令第9条に基づく決定(第1号)」の第3項で例外として認められている「労働許可証を保有、もしくはタイでの就労をタイ政府に許可された者」の解釈につき、在タイ日本大使館がタイ外務省に照会したところ、以下の回答があった。詳細については在タイ日本大使館ウェブサイトも参照のこと。タイへの入国を認められるのは、(1)労働許可証を保有し、再入国許可(Re-entry permit)を有する人、(2)スマートビザ(政府が定める特定産業分野に従事する高度技術専門家、投資家向けビザ)保有者のみ。搭乗時には、搭乗に適した体調であることを示す健康証明書(Fit-to-Fly)に加え、労働許可証やスマートビザの提示が必要となる。(1)ビジネスビザ(Bビザ)やBO認定ビジネスビザ(IBビザ)を保有しているが、労働許可証を取得していない人、(2)同伴家族は対象外となり、入国を許可されない。

(出所: ジェトロ ビジネス短信 2020年4月3日「労働許可証保有者の同伴家族、ビザのみで労働許可証未取得者は入国不可(タイ)」)

## タイ全土に夜間外出禁止令を発出、非常事態令に基づく措置第2弾(タイ)

プラユット首相は4月2日夕方、テレビ放送を通じ、2005年非常事態令第9条(非常事態時に取りうる措置)に基づく決定(第2号)として、午後10時から翌朝4時までの夜間の外出を原則禁止することを発表した。感染者数の拡大が続いている現状を踏まえた措置で、タイ全土を対象に、4月3日以降適用される。同決定では、以下を除く全ての者が外出禁止令の対象となり、違反者には非常事態令第18条に基づく処罰[2年を超えない期間の懲役、4万バーツ(約13万円、1バーツ=約3.3円)以下の罰金、もしくはその両方]の対象となる。また、既に同様の措置がとられている都県については、より厳しい方の措置が適用される。

1. 医療従事者、2. 銀行員、3. 消費財、農産物、医薬品・医療用品および医療機器、新聞、燃料などの必需品、郵便・小口貨物、輸出入貨物の輸送従事者、4. 感染症法に基づき隔離・検疫地域への対象者の移送従事者、5. 特定のタイムシフトに基づき勤務する従業員、6. 決定第1号に基づく書類を有する空港出入国者、7. 政府発表、通達に基づく業務に従事する公務員

なお、上記の対象者についても外出の必要性を記した書類の携行が必要となる。同会見のプラユット首相の発言のポイントは以下のとおり。

現時点で医薬品は十分にあり、国際基準に照らし、全ての患者が治療できるだけの病床や体制は整っている。今回の措置は、さらなるウイルスの蔓延を防ぎ、人々の移動を制限するために導入するもの。日中は通常通りの買い物が可能であるため、パニックにならず、また買い占めに走らないようにして欲しい。外出禁止令のほか、マスク・医療用品配布センター、消費材価格調整センターを設立することを指示。経済対策については、全ての人が救えるように、従業員やビジネスオーナーに対するさまざまな措置を導入している。これらの措置はまだ初期段階のものであり、不動産や自動車ローンの金利支払い条件の緩和や、社会保険制度(SSS)に入っている従業員の負担割合の削減(3カ月間1%とする)、雇用主や中小企業に対する借入金返済負担緩和措置などを今後導入予定。

(出所: ジェトロ ビジネス短信 2020年4月3日「タイ全土に夜間外出禁止令を発出、非常事態令に基づく措置第2弾(タイ)」)

**日比両国の感染拡大措置の強化を受け、日系航空各社が運休・減便へ(フィリピン)**

新型コロナウイルスの感染拡大の防止措置の一環で、フィリピン、日本両国が入国制限を強化したこと、それに伴う航空需要の需要減退などを踏まえ、日系航空各社はマニラ便の運休、減便措置を発表した。全日本空輸は3月31日、マニラと羽田便を4月4日から4月24日までの期間、週3日に減便すると発表した。なお、同社の成田～マニラ便については、3月22日～4月24日まで運休が発表されている。一方、日本航空も4月1日に、4月30日まで羽田～マニラ便を運休とし、成田～マニラ便については4月14日まで週3での運航、4月15日から4月30日までの期間は週2の運航に減便する(一部運休)と発表している。本減便以前に、フィリピン政府は3月19日、国籍問わず外国人への査証(ビザ)の新規発給と、日本を含む157カ国に現在付与しているビザ免除措置について一時停止すると発表し、日本からフィリピンへのヒトの流れは既に著しく滞っていた。そうした状況下、日本政府は4月1日、フィリピンを含む世界49カ国・地域から4月3日午前0時以降に日本に入国する者全員を対象に、空港でのPCR検査を実施し、結果が出るまで空港、自宅(注)または検疫所長が指定した施設などでの待機、陰性の場合は14日間自宅またはホテルなどで自主隔離を行い、公共交通機関は利用しないことを義務付けると発表した。本措置は、フィリピンを含む世界49カ国・地域の感染症危険情報レベルをレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))に引き上げた3月31日付けの外務省の発表を受けて決定されたもの。本措置を受けて、フィリピン側からのヒトの移動も止まったかたちになり、航空会社も運休、減便を進めた格好だ。フィリピン日本人商工会議所(JCCPI)とジェトロが3月20～24日に実施した緊急アンケートによると、3月20日時点で約2割の駐在員が既に日本に一時帰国していると回答。感染症危険情報レベルのレベル3への引き上げを受けて、日系企業の駐在員と家族の日本への帰国の動きは、航空便数が減少する中で、さらに加速することが考えられる。ジェトロが在フィリピン日本国大使館にヒアリングを行ったところ、「成田空港、羽田空港など日本の空港に帰国者が殺到した場合、空港でのPCR検査のために長時間待つことや、公共交通機関の利用禁止を受けたレンタカー利用者の急増によって、レンタカーの予約が取れずに空港から動けないという事態も想定されるため、日本への帰国を検討している人には事前に情報収集を行い、冷静な行動をお願いしたい」とコメントした。

(注)自宅などで検査結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関を使用せずに移動できることが条件となる。検査結果が判明するまで、ホテル、旅館などの宿泊施設には移動できない。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年4月3日「日比両国の感染拡大措置の強化を受け、日系航空各社が運休・減便へ(フィリピン)」)

**入国規制を強化、全ての外国人の訪問・トランジットを原則禁止に(インドネシア)**

インドネシア政府は4月2日午前0時から、全ての国・地域を対象に、日本人を含む全ての外国人の訪問・トランジットを原則的に禁止した。例外的に、滞在許可(KITAS, KITAP)保有者、外交・公用査証または滞在許可保有者、人道上の理由による医療・食料支援従事者、航空機の乗務員、国家戦略プロジェクト従事者には、条件付きで引き続き入国を認める。インドネシア滞在中の外国人で査証が失効するか延長できない場合、入国管理事務所への申請を経ず、やむを得ない場合の滞在許可が自動的に付与される。上記の引き続き入国が認められる対象者には、入国に際して、各国の保健当局が発行した健康証明書(英文)の保有、過去14日間以上の新型コロナウイルス非感染地域の滞在、入国後14日間の隔離を受け入れる用意があることとの条件が課された。在インドネシア日本大使館によると、4月1日時点で日本は新型コロナウイルス非感染地域とされている。

詳細は在インドネシア日本国大使館ウェブページを参照のこと。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年4月6日「入国規制を強化、全ての外国人の訪問・トランジットを原則禁止に(インドネシア)」)

**4月7日から1カ月、スーパー、輸送など必要サービス以外の職場閉鎖(シンガポール)**

シンガポールのリー・シェンロン首相は4月3日のテレビ会見で、新型コロナウイルス感染拡大を阻止するために同月7日から5月4日まで、医療やスーパーマーケット、飲食店、銀行など生活に必要な不可欠なサービス以外のほぼ全ての職場を閉鎖すると発表した。同国では4月3日に新たに65人の感染が確認され、これまでの感染者は累計で1,114人(うち、235人が回復、25人が重篤、5人が死亡)となっている。リー首相は演説で、今回ほぼ全ての職場を閉鎖する措置に踏み切った背景について、この2週間、1日当たり平均50人もの新規感染者が毎日確認されていると指摘。この1週間では国外で感染した人よりも、国内での感染者が増えていると述べた。同首相は「さらなる感染の悪化を阻止するために、今動かななくてはいけない」と語り、今回の措置が「サーキットブレーカー(回路遮断器)のようなものだ」と強調した。

<業務停止に伴う新たな支援措置、4月6日に発表へ>

チャン・チュンシン貿易産業相はリー首相の発表後の会見で、4月7日から5月4日までの職場閉鎖でも営業継続が認められる分野として、(1)医療、社会福祉、一部ケアサービス、(2)食品製造、スーパーなどの食品販売、飲食店、フードデリバリー、(3)電力・ガス、(4)水、ごみ処理など公益サービス、(5)輸送、物流、倉庫、(6)情報通信技術サービス、郵便、(7)国防、警備、(8)清掃を含むビル管理、一部建設現場、(9)製造業(石油・化学、医療機器、半導体、航空機など)、(10)銀行、金融、保険、(11)その他、一部自動車修理、電気技師などを挙げた(注)。これらの職種については、人と人との間隔を空けるなど感染防止策を導入した上で営業継続が認められる。また、自宅勤務の対応ができる全ての職場については、引き続き自宅での勤務継続が認められる。さらに、全ての幼稚園、小中高と大学については、4月8日から5月7日までオンライン学習へ移行する。ヘン・スイキヤット副首相兼財務相は4月6日に今回の閉鎖措置で影響を受ける企業や個人の追加支援措置を発表する予定。ヘン副首相が2月と3月に発表した新型コロナウイルス感染拡大に伴う2つの経済支援パッケージに加えた新たな支援措置となる。

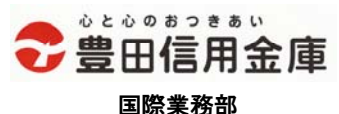
(注)職場閉鎖の除外業種の詳細については、シンガポール政府の新型コロナウイルスに伴うビジネス向け対応に関するホームページ参照。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年4月6日「4月7日から1カ月、スーパー、輸送など必要サービス以外の職場閉鎖(シンガポール)」)

**外貨両替は、とよしんへ！当金庫では17通貨を取扱っています。**

次のセミナー等をご案内させていただきました。

農業・食品関連産業の海外展開セミナー	名古屋	農林水産省
第14回バンコク信金会	バンコク	信金中央金庫
ベルギー投資セミナー開催のご案内	名古屋	駐日ベルギー大使館、ブリュッセル首都圏政府貿易投資局、ベルギー・フランダース政府貿易投資局、ワロン地域政府貿易・外国投資振興庁
海外投資セミナーのご案内	名古屋	株式会社国際協力銀行
第6回ジャカルタ信金会	ジャカルタ	信金中央金庫



〒471-8601  
愛知県豊田市元城町1-48  
電話 0565-36-1381  
FAX 0565-36-1213